

令和 8 年 8 月 2 1 日 11 時 9 分 受付	受付番号 6	くじ番号 1	発言順番 1
令和 8 年 8 月 21 日 東員町議会議長 三宅 耕三 様 東員町議会議員 片 松 雅 弘 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1. 重層的支援について	近年では、多くの自治体で地域福祉計画、社会福祉協議会地域福祉総合推進計画を一体的に策定しています。 東員町でも第 2 次東員町地域福祉計画と、社会福祉協議会の地域福祉行動計画が、一体的に令和 6 年度に作成し、令和 7 年度からこの計画に基づいて地域福祉の連携が図られていますが以下のことについて伺います。 ①行政と社協の連携体制について ②財政的・人的にかわりについて ③住民主体との関係強化について ④行政から社協への委託・補完的役割について		関係する執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式5〔申し合わせ事項〕

令和8年8月21日 10時 56分 受付	受付番号 5	くじ番号 4	発言順番 2
令和8年8月21日 東員町議会議長 三宅 耕三 様 東員町議会議員 大崎 昭一 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者	
1, 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化(国交省南海トラフ巨大地震対策計画の変更)について	(1) 国交省は本年1月「南海トラフ巨大地震対策計画」を改定。本町の認識と具体的施策を問う (2) 発災後避難生活における質(QOL)の確保、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策についてを問う ① 避難所での生活環境整備等の被災者支援について ② 体育館にエアコン設置計画の前倒しについて ③ 飲料水や生活用水の備蓄、災害時のトイレ確保について (3) 「災害関連死ゼロ」への取組みについて ① 「助かった命を避難生活で失わせない」ための対策についてを問う ② 広域避難協定を本町はどこと結んでいるか。受入れ人数・施設・移送ルート等について	町長 関係する執行部	
2, 災害直接死を未然防止することについて	(1) 「東員町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」事業の取り組み状況についてを問う ① 無料耐震診断について ② 耐震化補助制度について ③ 耐震化促進助成について ④ 課題認識と今後の対策について	町長 関係する執行部	
3, 災害関連死弔慰金について	(1) 災害関連死弔慰金等支給審査委員会の設置について、6月定例会で答弁以降の進捗状況を問う	町長 関係する執行部	

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、**不適当な質問**となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 8 年 8 月 2 1 日 11 時 16 分 受付	受付番号 7	くじ番号 5	発言順番 3
令和 8 年 8 月 2 1 日			
東員町議会議長 三宅 耕三 様		東員町議会議員 山崎まゆみ	
一 般 質 問 通 告 書			
次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1, ずっと安心して暮らせる地域づくりについて	時代の変化に対応し、持続可能で誰一人取り残さない、みんなで進める「おみごと！」のまちづくりため、『第 6 次東員町総合計画後期見直し版』の重点施策「協力しあえるまち」について以下お尋ねします。 (1) 令和 3 年の地域コミュニティ応援プロジェクト発足の時に、令和 1 2 年度までの 9 年間に前期・中期・後期と段階的にステップアップしていくという交付金の制度設計をされていますが、実施状況の年次推移はどのようなものであり、今後の取り組み方針はどのようなのですか。 (2) 「町内の地域づくり計画」策定の進捗はどのようなのですか。今後の取り組み方針はどのようなのですか。 (3) 地域住民の皆さんが「地域の活性化」や「地域課題の解決」に向け自ら決定実行していく“地域主導・住民主導のまちづくり”へと転換していくことが必要な根拠と、 「ずっと安心して暮らせる地域づくり」を地域が行政と一緒に進めるために、どのようにしていきますか。		町長 関係する 執行部

〇〇記載にあたっての注意事項〇〇

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和 8 年 8 月 2 1 日 11 時 2 分 受付	受付番号	くじ番号	発言順番
	5	6	4

令和 8 年 8 月 2 1 日

東員町議会議長 三宅 耕三 様

東員町議会議員 水谷 喜和

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者
1.農地に隣接する町道・農道及び農業用排水路の維持管理について ー持続可能な農業インフラ管理体制の構築についてー	町が所有・管理する農地周辺の道路・農業用排水路等について、地域や農業者が担っている草刈り・清掃等の維持管理の実態を踏まえ、町の管理責任と地域の協力範囲を明確にし、持続可能な管理体制の構築をする観点から、下記の 4 点について質問します。 ① 維持管理の現状と町の管理責任について 町が所有・管理する町道、農道及び農業用排水路等の管理実態と、町の維持管理責任をどう認識しているか。 ② 地域の維持管理負担について 草刈りや清掃等を担う農業者・自治会等の高齢化や担い手不足による課題を町はどのように認識していますか。 ③ 管理責任と役割分担の明確について 地域、農業者等の管理責任と役割分担を明確にするための基準や仕組みを整備する考えはないですか。 ④ 持続可能な管理体制について 地域だけでは維持困難となることを踏まえ、町道・農道・農業用排水路を一体的な農業インフラとして捉え、関係部署が連携した持続可能な維持管理体制を構築する考えはないですか。	町長 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式5〔申し合わせ事項〕

令和8年8月21日 8時50分 受付	受付番号 2	くじ番号 8	発言順番 5
令和8年8月21日 東員町議会議員 三宅 耕三 様 東員町議会議員 川瀬 孝代 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1. 英語教育について	近年のグローバル化の進展に伴い、英語によるコミュニケーション能力や英語を話す力を伸ばす教育が重要と考えます。 学校における英語教育の現状と課題はどのようなのですか。 現在、外国人講師とマンツーマンで会話を行うオンライン英会話を導入する自治体が増えています。 タブレット活用での効果を高めるためにも、オンライン英会話への効果や可能性をどのように認識していますか。また導入へのお考えをお聞きたいします。		教育長
2. プレコンセプションケアについて	妊娠前ケアとして健康な妊娠・出産を目指すケアとされてきましたが、2025年5月に「推進5か年計画」を策定しています。若い世代の男女の健康支援として取り組まれています。 どのように認識されていますか。 現在の取り組み状況、進めるにあたっての課題、対応はどのようなのですか。		関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、**不適当な質問**となるので注意すること。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの（委員会で、審査・確認できるもの）
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式 5 「申し合わせ事項」

令和 8 年 8 月 2 1 日 8 時 45 分 受付	受付番号 1	くじ番号 10	発言順番 6
令和 8 年 8 月 2 1 日 東員町議会議長 三宅 耕三 様 東員町議会議員 伊藤 まり 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1. 財 政 状 況 と 体 育 館 の 空 調 整 備 に ついて	お住まいの方が、役場で「お金がない」という趣旨の説明を受けたとお聞きします。 私自身も、同様の説明を受けたことがあります。 どのような状況か伺います。 (1) 東員町には本当にお金がないのか。 (2) 事業を実施するかしないかを、何を基準に決めるのか。 (3) (2)の基準に照らし、体育館の空調整備の優先度はいかがか。		関係する 執行部
2. ス マ ホ 教 室 について	町行政は LINE やメールなどを使って行政情報を発信する一方で、スマートフォン教室を終了しました。 スマートフォンが苦手な方に行政情報が届くよう、町はどのように対応するのか伺います。		関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となるので注意すること。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



令和8年8月21日 10時47分受付	受付番号 4	くじ番号 11	発言順番 7
令和8年8月21日 東員町議会議長 三宅 耕三 様 東員町議会議員 伊藤治雄 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨		答 弁 者
1. 住民意識調査について	(1) 本町の現状及び考え方をお尋ねします ①各種計画策定時等における住民意識調査の基本は ②調査全体の基本的なプロセスは ③どのような方法で意見聴取をしていますか また、法的コンプライアンス等を踏まえての実施基準は ④結果を踏まえての以降の対応は		町長 関係する 執行部
2. 決算状況からみた今後の各種政策の推進について	(1) 主な財政指標等からみた現状をお尋ねします ①現在における4指標(経常収支比率・財政力指数・実質公債費比率・将来負担比率)の推移状況と見解は ②類似団体と比較しての見解は (2) 今後の対応についてお尋ねします ①第一中学校整備事業等による起債償還期間における課題と方向性は ②投資的事業推進のための自主財源確保の有効な手段は		町長 関係する 執行部

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、**不適当な質問**となりますのでご注意ください。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会で、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの



様式 5 「申し合わせ事項」

令和 8 年 8 月 2 1 日 11 時 29 分 受付	受付番号 8	くじ番号 12	発言順番 8
令和 8 年 8 月 2 1 日 東員町議会議長 三宅 耕三 様 東員町議会議員 山田 由紀子 一 般 質 問 通 告 書 次のとおり通告します。			
質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 者	
1.機構改革・フロア改修・窓口拡充の取り組みについて	職員の専門職等による他課との連携はどのようなか。 それに伴うDX化に向けた対応における、民間委託の構想についてはどのようなか。	関係する 執行部	
2.町内の医療機関について	今後予定される「五歳児健診」など病院等の確保についてどのようなか。 また、子ども達の成長にかかる課題解決はどのようなか。	関係する 執行部	
3.企業誘致の予定について	町内の使われていない土地や空き地の有効な開発は財政への後押しになると思われるが、現況や方向性はどのようなか。	関係する 執行部	
4.外国人との共生について	「やさしいにほんご交流会」について、全庁挙げて対応していたが、今後の計画はどのようなか。	関係する 執行部	

— 記載にあたっての注意事項 —

(以下の質問内容は、不適当な質問となるので注意すること。)

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの
- ② 制度の説明を求めるもの
- ③ 議案審議の段階で質せるもの(委員会、審査・確認できるもの)
- ④ 特定の地区の道路改修など『お願い』や『要望』するもの

